

寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
～略～ (給与に関する特例)		～略～ (給与に関する特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
<u>号給</u>	<u>給料月額(円)</u>	<u>号給</u>	<u>給料月額(円)</u>
1	377,000	1	371,000
2	426,000	2	419,000
3	479,000	3	471,000
4	542,000	4	532,000
5	618,000	5	607,000
6	722,000	6	709,000
7	845,000	7	829,000
2～5 (略) (給与条例の適用除外等)		2～5 (略) (給与条例の適用除外等)	
第8条 (略)		第8条 (略)	
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは、「管理職手当を支給される職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」とする。		2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは、「管理職手当を支給される職員及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」とする。	
3・4 (略)		3・4 (略)	
～略～		～略～	
		附 則	
		この条例は、平成28年4月1日から施行する。	